

# 部会運営規程

- 第1条 本規程は、公益社団法人芝法人会（以下「本会」という）部会の運営について定める。
- 2 本会の目的を達成するために、事業推進及び会務の運営を円滑、適正に行い、事業計画及び収支予算に基づく事業等を積極的に実施する次の部会を設置する。
- (1) 源泉部会
  - (2) 調査部法人部会
  - (3) 青年部会
  - (4) 女性部会
- 3 本会の会長（以下「会長」という）が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、第2項に規定する部会以外の特別な目的をもった部会を随時設置し、又は解散することができる。
- 第2条 源泉部会は、源泉徴収義務者として適正な徴収事務の円滑な実施を促進し、併せて部会員相互の啓発、優良なる徴収義務者の育成と税務行政に協力することを目的とする。
- 2 源泉部会員は、本会の会員のうち、芝税務署に源泉所得税を納付する源泉徴収義務者（給与支給対象者100名以上の法人）で源泉部会の趣旨に賛同する者をもって組織する。
- 第3条 調査部法人部会は、東京国税局所管法人を対象として、本会事業の充実強化及び部会員企業の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 青年部会は、青年経営者としての資質の向上を図り、租税教育に関する事業及び地域社会の健全な発展に資する事業を実施するとともに、部会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第5条 女性部会は、経営者としての知識と教養の向上を図り、租税教育に関する事業及び地域社会の健全な発展に資する事業を実施するとともに、部会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第6条 部会員は、部会事業に積極的に参加し、各種事業の推進に協力する。
- 第7条 部会には、本会の正会員である部会員の中から、次の役員を置く。
- (1) 部会長 1名

- (2) 副部長 2名以内
  - (3) 幹事 8名以内
  - 2 青年部会には、前項の規定のほか、本会の正会員である部会員の中から、次の役員を置くことができる。
    - (1) 会計幹事 1名以上2名以内
    - (2) 監査 1名
    - (3) 部長が特に必要と認めた場合、副部長 1名
- 第8条 部長は、本会の理事の中から理事会において選任され、会長が委嘱する。但し、源泉部会及び調査部法人部会の部長は、担当副部長が部会員企業の代表者又は部会員企業の代表者が推薦する役職者の中から、別に定める基準により推薦し、会長が委嘱する。
- 2 副部長は、部会幹事会での協議をもって選出し、部長が推薦し、理事会において参事として選任され、会長が委嘱する。
  - 3 幹事は、部長が部会員企業の代表者又は部会員企業の代表者が推薦する役職者の中から、別に定める基準により推薦し、会長が委嘱する。
- 第9条 部会の役員の任期については、本会定款第22条を準用する。
- 第10条 部会幹事会は、担当副部長又は部長が必要と認めたときに開催する。
- 2 会長又は部会役員数の3分の1以上が必要と認めたときは、部長は部会幹事会を開催しなければならない。
- 第11条 部会幹事会の議事進行は、部長が議長として行う。ただし、部長欠席の場合は、副部長が代行する。
- 2 部会幹事会は、部会役員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。
  - 3 部会幹事会の決議は、出席部会役員の過半数の同意による。ただし、賛否同数のときは、議長が決する。
- 第12条 部会幹事会において、次の事項を決議する。
- (1) 部会の事業報告及び収支報告
  - (2) 部会の事業計画及び収支予算
  - (3) 理事会又は業務執行理事会への上程事項
  - (4) その他、部長が特に必要と認めた事項
- 第13条 部会運営費については、本会から受ける部会運営費用及び部会の事業計画及び収支予算に計上されている収入をもってこれに当てる。

第14条 部会長は、部会で行う諸事業及び会議の報告を、2ヶ月間毎に、所定の様式に記載して担当副会長に提出するものとする。

第15条 本規程に定めのない事項については、本会諸規程又は理事会の決議による。

第16条 本規程の改廃は、規程管理規程の規定に従う。

## 附 則

- 1 下記4部会の規則を統合・改正し、規程と改め、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本規程の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する。

### \*源泉部会規則 附則

- 1 本規約は、昭和51年2月27日から施行する。
- 2 規則と改め、その一部を改正し、平成13年4月23日から施行する。

### \*調査部法人部会規則 附則

- 1 本運営規則は、昭和56年5月8日から施行する。
- 2 規則と改め、一部を改正し、平成13年4月23日から施行する。

### \*青年部会規則 附則

- 1 本規約は、昭和63年1月26日から施行する。
- 2 本規約の一部を改正し、平成元年5月18日から施行する。
- 3 本規約の一部を改正し、平成3年5月17日から施行する。
- 4 本規約の一部を改正し、平成7年5月25日から施行する。
- 5 本規約の一部を改正し、平成8年5月22日から施行する。
- 6 本規約の一部を改正し、平成10年10月21日から施行する。
- 7 規則と改め、その一部を改正し、平成11年4月23日から施行する。
- 8 本規則の一部を改正し、平成14年4月24日から施行する。

### \*女性部会規則 附則

- 1 この規則は、平成15年4月24日から施行する。